定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和5年10月25日

香美市監査委員 横 谷 勝 正 香美市監査委員 比 与 森 光 俊

記

1 監査に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準(令和2年香美市監査委員告示第1号)に準拠して監査 を行った。

2 監査の種類

定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

3 監査の対象

教育振興課、学校給食センター、生涯学習振興課、図書館、中央公民館、美術館、 少年育成センター

(令和4年度及び5年度)

4 監査の実施場所・日程

香美市役所 監查委員事務局 令和5年10月4日(水)~6日(金)、10日(火)、11日(水)

5 監査の着眼点(評価項目)

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済 性、有効性の観点にも留意して実施した。

また、事務処理の手続きが、法律及び政省令のほか、訓令、通達等(条例、規則等 含む)にしたがって適正に行われているかに留意した。

6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

8 監査の意見

(1) 収入印紙について

請負契約書には、印紙税法の規定に基づき収入印紙の貼付が義務づけられている。 請負業者から未貼付の契約書が届いた場合は、不備を伝え、適切に処理してください。

(2) 文書事務取扱について

次のような改善を要すべきことが見受けられたので、文書事務取扱規程等に基づき 適正な事務処理を行ってください。

- ア 補助金交付申請及び実績報告書における受付印と文書番号記入の漏れ
- イ 発送文書控えの割印場所の誤り
- ウ 回議書(契約変更伺)の説明欄と変更契約書の内容の記載誤り

(3) 検査調書について

設計金額欄へ請負金額が記載されているものが見受けられたので、適切に処理してください。